



2026年2月26日

各位

会社名 株式会社ブレインパッド
代表者名 代表取締役社長 CEO 関口 朋宏
(コード番号: 3655 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員 CFO 新木 菜月
(TEL. 03-6721-7701)

株式併合、単元株式数の定め廃止および定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ

当社は、2026年1月27日に公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止および定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2026年1月27日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止および定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年3月16日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年3月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の詳細は、2026年1月27日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、2,787,398株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
20,832,201株(予定)

(注) 当社は、2026年1月27日開催の取締役会において、2026年3月18日付で自己株式1,468,388株(2025年12月31日時点において当社が所有していた全ての自己株式の数(1,391,615株)に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の役員向け譲渡制限付株式の数(76,773株)を加えた株式数に相当いたします。)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

20,832,208 株（予定）

（注）当社は、2026 年 1 月 27 日開催の取締役会において、2026 年 3 月 18 日付で自己株式 1,468,388 株（2025 年 12 月 31 日時点において当社が所有していた全ての自己株式の数（1,391,615 株）に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の役職員向け譲渡制限付株式の数（76,773 株）を加えた株式数に相当いたします。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

28 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法および当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

（i）会社法第 235 条第 1 項または同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別およびその理由

本株式併合により、富士通株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は 1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式（以下「本端数相当株式」といいます。）を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定にしたがって売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を公開買付者のみとするを目的とする取引の一環として行われるものであること、および、当社株式が 2026 年 3 月 17 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である 2026 年 3 月 18 日時点の当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様が所有する当社株式の数の、公開買付者が 2025 年 10 月 31 日から 2025 年 12 月 15 日まで実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 2,706 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もありません。

（ii）売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者の氏名または名称
富士通株式会社（公開買付者）

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法および当該方法の相当性

公開買付者は、公開買付者の子会社である富士通キャピタル株式会社（以下「富士通キャピタル」といいます。）に公開買付者が預け入れている資金を原資として、本端数相当株式の取得に係る資金を賄うことを予定しているとのことです。当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、富士通キャピタルの預金残高に係る 2025 年 10 月 29 日付残高証明書を確認しており、また、公開買付者によれば、本端数相当株式の取得に係る代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による本端数相当株式の取得に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期および売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026 年 4 月上旬を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数相当株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026 年 7 月上旬を目途に、本端数相当株式を公開買付者に売却し、かつ、当該売却により得られた代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本端数相当株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該定款一部変更の詳細は、2026 年 1 月 27 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 3 月 19 日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めにしたがって、当社の発行可能株式総数が 28 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は 7 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）および第 8 条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、1 株以上の当社株式を所有する者は公開買付者のみとなる予定であるため、市場取引等による自己株式の取得に係る規定、定時株主総会の基準日に係る規定および株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第 6 条（自己株式の取得）、第 11 条（基準日）および第 14 条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026年2月26日(木)
整理銘柄指定日	2026年2月26日(木)
当社株式の最終売買日	2026年3月16日(月)(予定)
当社株式の上場廃止日	2026年3月17日(火)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年3月19日(木)(予定)

以上